

合理化の必要性和補償の根拠

合理化対策委員長 川村 広晶

広報 広環協

発行者

広島県環境整備
事業協同組合

〒730-0026
広島市中区田中町5番9号
TEL (082) 246-0340
FAX (082) 248-1258

環境整備事業関係広報紙
第11号

本紙は一般廃棄物・浄
化槽保守点検清掃等の
取扱業者による広報紙
です。
会員、関係企業に頒布
しております。

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 合理化の必要性和補償の根拠…………… | 1面 |
| 「10月1日浄化槽の日」を迎えるにあたって…………… | 2面 |
| 〔報告〕広環協第4回理事会・広環協臨時総会…………… | 3面 |
| 第2回全国環整連理事会…………… | 3面 |
| 「廃棄物適正処理推進大会」開催概要…………… | 4面 |



昨年度を振り返って
みますと、組合員の皆
様の一致団結と行動力
によって県内市町村の
合理化達成に向けての
大きな流れを作り出
し、数多くの成果を得
る事ができたと実感し
ております。しかしな
がら我々が合理化達成
に向けて具体的に行動
すればするほど様々な
実態が浮き彫りにな
り、合理化が遅々とし
て進まないという事も
体験致しました。我々

業界の歴史や合理化の
必要性については「環
整連合理化ハンドブッ
ク」の前半を繰り返し
お読みいただく事で容
易に御理解いただけ
ると確信しております
で、ここでは内容につ
いては触れませんが、
合理化の必要性につ
いて行政担当者の方々
と、お話しをさせてい
ただく時に、まずもっ
て実感する事はハンド
ブックの内容について
全く理解されていない

という事でありませ
ん。従って入口が見付
からずボタンのかけ違
いをしてしまっている
事から「なぜ合理化
をしなければならない
のか」「なぜ一般
廃棄物処理業者だけ
を特別扱いして保護
しなければならないの
か」「自由競争の市場
原理に反する」「議
会が納得してくれな
い」「この自らの処理
責任を放棄するかの
ような本末転倒な言
言まで飛び出す事は
市町村との親子関係
に自負心を抱き続け
、適正業務に明け暮
れてきた我々にとっ
ては誠に残念な現実
であります。我々は合
理化の必要性の根拠
を合法法の制定され
た趣旨に置いており
、全国的にもこれを
補償事例の根拠とし
ている事から、この
法律のこのまでに果
たして来た役割を見
逃すわけにはいきま
せんし今後十分に活
用すべきものであり
ますが、ここでは業
界、行政の諸先輩方

の御意見を引用さ
せて頂きながら合法
法から少しだけ軸足を
外した視点から合理化
の必要性や補償の根
拠について考えてみ
たいと思います。一
般廃棄物、なかでも
生活系の一般廃棄物
の処理は市町村の固
有事務とされており
、一般廃棄物処理業
の許可又は委託を受
けた民間業者は、い
ずれも市町村の固有
する一般廃棄物処理
という公共事業を営
む権利に關して、そ
の一部を民間業者に
賦与して本来行政の
行うべき業務を市
町村に代わって行わ
せているものとみら
れます。しかもこれ
を行わせるかどうか
は市町村の自由裁量
に任されています。更
に一般廃棄物処理事
業のもつ強い公共性
のために住民からの
廃棄物収集の要請を
理由なく拒むことや
事業の範囲の変更、
休止、廃止等を自由
に行う事は制度上又
は事実上できません
し料金に上できません
し料金についても市
町村条例により制限
を受けるほかに、そ
の額の変更、決定に
は市町村等の承認を
要するのが実態とな
っています。そうす
ると廃掃法における
許可も委託も実質的
にみて「公企業の特
許」に近い性格をも
つものといえる事か
ら設権的行為の一種
といわなければなら
ません。たとえこの
場合の許可又は委託
が法律関係を設定す
るようなものとは何
ら見られないとしても
許可又は委託を受け
る事によって一般廃
棄物処理事業につ
いて適法に営業が
できる法律上の地位
が生じ、それに基づ
く営業権が財産的権
利であることは間違
いなく、私的、公的
を問わずこれへの侵
害に対しては保護さ
れるべきものである
ことは言うまでもな
い。そして民間の一
般廃棄物（し尿、浄
化槽汚泥）処理業者
（以下「一般廃棄物
処理業者」という）
の問題は自らの一般
廃棄物処理業務を許
可し、委託した市
町村自体の下水道
整備という施策に
よって生じてきたも
のでありますから、
このために損失を被
る者に対して適切な
得権者に対して適切
な経過上の手当てと
して代償的措置を市
町村が講ずる責務が
あることは現代国家
にあっては当然のこと
といわなければなら
ません。また、近代
的な企業の経営は半
永久的な事業として
長期継続を前提とし
て投資されてきてい
るうえに公共的、地
域的な性格が強く、
業務上に多くの制
約を受け、他の業
界の転換も容易では
ない以上、私的、公
的を問わずこれへの
侵襲が縮小を余儀
なくされる場合には
当然致命的ともい
える程の大きな損
失が現実的に発生
することになります
。たと

より制限を受けるほ
かに、その額の変更
、決定には市町村等
の承認を要するのが
実態となっています
。そうすると廃掃法
における許可も委託
も実質的にみて「公
企業の特許」に近い
性格をもつものとい
える事から設権的行
為の一種といわな
ければなりません。た
とえこの場合の許可
又は委託が法律関係
を設定するようなも
のとは何ら見られ
ないとしても許可
又は委託を受ける事
によって一般廃棄物
処理事業について適
法に営業ができる法
律上の地位が生じ、
それに基づく営業
権が財産的権利であ
ることは間違いなく
、私的、公的を問
わずこれへの侵害に
対しては保護される
べきものであること
は言うまでもない。
そして民間の一般
廃棄物（し尿、浄化
槽汚泥）処理業者
（以下「一般廃棄物
処理業者」という）
の問題は自らの一般
廃棄物処理業務を許
可し、委託した市
町村自体の下水道
整備という施策に
よって生じてきたも
のでありますから、
このために損失を被
る者に対して適切な
得権者に対して適切
な経過上の手当てと
して代償的措置を市
町村が講ずる責務が
あることは現代国家
にあっては当然のこと
といわなければなら
ません。また、近代
的な企業の経営は半
永久的な事業として
長期継続を前提とし
て投資されてきてい
るうえに公共的、地
域的な性格が強く、
業務上に多くの制
約を受け、他の業
界の転換も容易では
ない以上、私的、公
的を問わずこれへの
侵襲が縮小を余儀
なくされる場合には
当然致命的ともい
える程の大きな損
失が現実的に発生
することになります
。たと



え期限付の許可、委
託であってもそれが
更新されてきている
以上は、実質的には
長期の継続関係に
立っているものと
みられます。更に
下水道化に伴って
一般廃棄物処理業
者が受ける損失は
下水道の整備による
当該地域住民の快
適と生活環境の保
全、公衆衛生の向
上という社会的利益
をもたらす為に一
般廃棄物処理業者
だけが負うべき犠
牲だとしてしま
う事は合法法の趣
旨や法の下の平等
と差別の禁止を規
定した憲法第十四

東急車輛の環境整備車両

- バキュームカー ●汚泥吸排作業車
- 高圧下水管洗浄車



美しい時代へ—豊かさを造り、未来を創る

東急車輛製造株式会社

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂4-1-1 キャロットタワー
TEL 03 (5431) 1082



浄化槽用殺菌・消毒剤 ハイライトグリーン



(特長)
1. 完全溶解性で、吸湿性がほとんどなく、目詰りや膨張による
漏れがありません。
2. 有効塩素の安定性が高く、持続性の高い消毒効果が得られます。
3. 作業性がよく簡便で経済的です。
4. 強い殺菌力を見舞います。
5. 用途に応じて、特色のある形状が揃っています。
(浄化槽用殺菌消毒剤)
●ハイライトグリーンS (ドーナツ型15g錠) ●ハイライトグリーンQ (ド
ーナツ型15g錠) ●ハイライトグリーンS-90 (ドーナツ型15g錠) ●ハ
イライトグリーンM-90 (円型扁平型30g錠) ●ハイライトグリーンC (ド
ーナツ型75g錠) ●ハイライトグリーンL-60 (ドーナツ型150g錠) ●ハ
イライトグリーンL-90 (ドーナツ型150g錠) ●ハイライトスティック (棒
状型300g錠) ●ハイライトスティック45 (短棒状型45g錠)
(水処理用塩素剤)
●サンブライト90W (30g碇石型)
※用途に応じて使用器具も取揃えています。

日産化学工業株式会社

大阪支店 大阪市東区船場1-17(大船場一丁目) TEL:06(646)7130

山下薬品工業株式会社

広島支店 広島市西区観音本町2-3-23 TEL:082(232)2266 FAX:082(232)2289

広島県販売代理店

条一項の精神に著しく反することになりま
す。だから下水道の整
備によって一般廃棄物
処理業者が受ける損失
はこれによって利益を
受けることになる当該
地域の住民全体、つま
りそれを代表する市町
村等でカバーすべきも
のと考えらるべきであ
ります。しかも下水道の
整備により一般廃棄物
処理業者が受ける損失
が公共のために財産権
を直接侵害されること
に伴い生ずる場合のも
のでないにしても、一
般廃棄物処理業者は下
水道の進捗に伴いやが
ては消滅してしまうも
のであるという損失の
内容、程度の重大性を
考えるとき、その損失
補償については、たと
えば下水道事業のため
に土地が収用されるこ
とに伴いその建物を
賃借して経営する営業
者の受ける損失の場合
に比べ不利に取扱われ
ることが許されるとす
る合理的理由は全く見
出せません。以上のよ
うな視点から見た時、
下水道整備の結果営業
上著しい損失を受ける
一般廃棄物処理業者が
下水道事業の起業者で
ある市町村等から正当

な補償を受けるこ
とについて、正
には、憲法第
二十九条
三項をし
て、この
規定を直
接の根拠
とするこ
とが可能
な場合といえます。仮
に百歩譲って補償につ
いての法律上の根拠は
無いとしても補償が社
会上公的にその必要性
が認められれば補償し
てはいけないとする法
令がなく、地方自治法
第二百三十二条の二
(公益上の補助)のよ
うな規定もあることか
らして政治や政策的に
或は行政上の裁量で補
償又は助成することは
十分に可能といえま
す。その社会上の必要
性の根拠としては、先
ず一般廃棄物処理業者
が下水道化という経済
社会の構造変化によっ
て経営の基礎に根本的
な打撃を受けるもので
あること、次に一般廃
棄物処理業者は長年に
わたり市町村に代わっ
て行政の一端を担って
協力し市町村の経費節
減にも大きく寄与して



きたことが挙げられま
す。今までに「補償」
という名称は使ってい
なくても実質的には何
らかの補償をしたと認
められる数多くの事例
を見ると今日ではもほ
や補償は社会的に認め
られていると言いきつ
ても過言ではないでし
ょう。
以上「補償」という
観点から我々を取り巻
く現状について考えて
参りましたが、我々は
決して「補償する」と
いう清算的な言葉を求
めている訳ではありません。
それには我々があ
くまで合特法の趣旨に
基づき最後の一軒が下
水道に繋ぎ込まれるま
で適正業務を遂行すべ
く代替業務を求め続
け、同時に見事に転業
を成し遂げなければな
らないと考えているか
らにはかなりません。

「10月1日 浄化槽の日」を迎えるにあたって

適正業務推進委員長

高山浩一

平成十四年に浄化槽
の定義から単独浄化槽
が無くなり、「浄化槽」
といえは合併処理浄化
槽となつて、浄化槽を
とりまくし尿行政・水
環境情勢は大きく変わ
ろうとしています。
平成十五年から浄化
槽設置を推進する対象
地域の拡充にともない
市町村設置型の「特定
地域生活排水処理事
業」という名称が「浄
化槽市町村整備推進事
業」へと改称されまし
た。旧制度が対象にし
ていた地域が、水源地
域をはじめ過疎地域・
生活排水対策が必要な
湖沼の流域・山村振興
地域・農業振興地域な
ど「特定」の地域に限
定され汚水衛生処理率
の限度範囲が設定され
るなどの文字通りの
「特定地域」だったの
に対し、今回の新しい
制度による拡充で、対
象地域を「浄化槽によ
る汚水処理が経済的・
効率的な地域として環
境大臣が認める地域」
という項目が新たに設
定されたのです。これ
によって「経済的・効

率的」であれば、実質
的にはどのような市町
村でも、この浄化槽整
備推進事業の対象地域
となることができると
なりました。またこれ
を受け浄化槽整備に対
する予算も平成十五年
度は約二〇〇％アップ
されました。
このことにより汚水
処理を下水道・農業
(漁業)集落排水施
設・浄化槽の三本立て
で行うという国の方針
が明確化されたのであ
ります。
しかし、下水道と同
等以上の耐久性と水質
基準をもつ浄化槽が、
恒久施設として認知さ
れているかという点、
まだまだ課題が山積し
ているのが実情です。

まず、高度処理型合
併浄化槽であろうと
も、現状の下水道法で
は、下水道本管がきた
場合にはすみやかに下
水道に繋がなければな
らないとされています。
それは浄化槽設置
整備事業補助金が交付
された浄化槽において
も同様であります。
これは「浄化槽は下
水道がくるまでの繋ぎ
施設である。」という
旧来の建設省(現国土
交通省)時代の考え方
を現在まで引き継いで
きたものです。本来同
等の性能をもつものな
らば、経済的に考えて
も、公的資金の二重投
資を防ぐ面でも、また
地元の水を地元に戻す
というオン・サイト・
システムであるという
面でも浄化槽を下水道
に繋ぐという行為は全
くの愚行といわざるを
得ません。
ではなぜ、高度な個
別処理である浄化槽
が、認知されないの
でしょうか？
まず、旧来の単独浄
化槽時代の悪いイメー
ジ「処理性能が不安定
で良くない」「維持管
理を民間企業が行うの
で信用できない」「耐
久性が無い」等の認
識しかないということ
です。
次に、下水道には放
流水質基準が二〇mg
以下となつています
が、浄化槽には放流水
質基準が明記されてな
いということ。この
ことについては先ほ
ど開かれた衆議院環境
委員会でも、浄化槽法
副大臣から、浄化槽法
に水質保全を明記する
必要があると指摘され
議論されているところ
でもあります。
また様々な要因があ
ると思われませんが、市町
村に莫大な起債をつく
り、いまや「お荷物」と
さえいわれる下水道に
代え、浄化槽の普及促
進のためにこれから最
も大切なことは、浄化
槽をいかに適正に維持
管理し続けることができ
るかということ。すな
わち、現存の維持管理
業者が、浄化槽が適正
に維持管理できる維持管
理システムをもちこん
だ浄化槽法へ、国とし
ては法改正も含め取り
組んでいかななくてはな
りませんし、維持管理
業者としてはこれまで
以上に一般廃棄物の適
正処理に資するよう、
日々努力していく必要
があります。

Q&A

「10月1日浄化槽の日」 ってなあ〜に?

「浄化槽の日」は、浄化槽の普及促進及び浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的として、昭和62年に当時の厚生省、環境庁、建設省の3省庁が主唱し、制定された。

10月1日としたのは、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が、昭和60年10月1日に全面施行されたことによるもの。

毎年、10月1日を中心として、恒久施設としての浄化槽に関する行事等が全国各地で開催されている。

行政・業者・浄化槽
管理者が一体となつて
の「浄化槽維持管理シ
ステム」が構築された
時、初めて、弘友環境
副大臣のいう「環境浄
化槽」の時代の到来と
いえるでしょう。
参考資料
環境副大臣
弘友和夫 著
「環境浄化槽のすすめ
環境革命」

環境調査・環境アセスメント・受託分析・受託実験
水質・大気・土壌etc.
ありとあらゆる分析を
高い技術でサポートいたします!

株式会社
アサヒテクノリサーチ

本社 広島県大竹市晴海 2-10-22
TEL(0827)59-1800(代) FAX(0827)59-1805
広島営業所 広島市西区草津新町1-21-35広島島クイズビル1F
TEL(082)278-8822(代) FAX(082)278-8824

人と地球のいのちを守る

MURITA MORITA ECOSYS LTD.

《主な営業品目》
1.衛生車
1.塵芥収集車
1.汚泥車
1.高圧洗浄車
1.廃油ローリー
1.脱水処理車
1.貯水槽清掃車
1.給水車
1.圧力散水車
1.薬液散布車
1.ミルクローリー
1.高速発酵処理装置
1.リサイクル装置・施設
1.入浴車
1.その他特殊車
架装全般

株式会社 **モリタ** エコノス事業本部
本部 〒581-0067 大阪府八尾市神武町1番48号
ダイヤルイン 0729-95-0605
広島支店 〒739-0321 広島市安芸区中野6丁目9番20号
電話 082-893-2231(代)
FAX 082-893-1312

エコパネル付バキュームカー

広環協第4回理事会報告

七月二十二日、広環協事務所において第四回理事会が開催され、三、本部での会議に出席した。また臨時総会で午後から行われる臨時総会の進行方について主に審議された。はじめてに去る七月十七日に開催された、全国環境連第二回理事会についても理事より報告がなされた。報告の中で三井理事長は、「全国が新体制となり、活動に

七月二十二日、広環協事務所において第四回理事会が開催され、三、本部での会議に出席した。また臨時総会で午後から行われる臨時総会の進行方について主に審議された。はじめてに去る七月十七日に開催された、全国環境連第二回理事会についても理事より報告がなされた。報告の中で三井理事長は、「全国が新体制となり、活動に

広環協臨時総会開催報告

去る七月二十二日、広環協事務所において臨時総会が開催され、十一名が参加した。総会では役員選任を含む四議案が上程され、各議案について審議された。第一号議案「定款変更について」、第二号議案「役員選任について」とする事が執行部より提案された。第四号議案「その他

去る七月二十二日、広環協事務所において臨時総会が開催され、十一名が参加した。総会では役員選任を含む四議案が上程され、各議案について審議された。第一号議案「定款変更について」、第二号議案「役員選任について」とする事が執行部より提案された。第四号議案「その他

広環協新役員名簿

| | | |
|------|-------|---|
| 理事長 | 三井 崇裕 | |
| 副理事長 | 黒瀬 栄治 | |
| 副理事長 | 茂本 敬植 | 新 |
| 専務理事 | 鉄本 秀樹 | 新 |
| 理事 | 岡崎 元紀 | |
| 理事 | 高山 浩一 | |
| 理事 | 夏山 麟煥 | |
| 理事 | 福岡 伸次 | |
| 理事 | 越川 武俊 | |
| 理事 | 坂下 俊二 | |
| 理事 | 谷山 誠 | |
| 理事 | 岡本 浩 | 新 |
| 監事 | 中田 弘文 | |
| 監事 | 池田 弘信 | |



報告事項」として①委員会運営規約一部改めについて、②共同購買事業状況について、③合理化推進大会進捗状況について、④事務局より諸連絡がそれぞれ報告された。

また、審議の前に新規組合加入三社が紹介され、全組合加入数が七十八社となった。

組合新規加入社紹介

- (有)二葉衛生社
- (有)尾道クリーンサービス
- (有)内海衛生社

平成15年度 第2回全国環境整連理事会報告

平成十五年七月十七日(木)十三時より東京の如水会館にて、第二回全国環境整連理事会が広環協より三井理事長、黒瀬副理事長を含めた二十四名の全国環境整連理事と、広環協から五名のオブザーバー出席を含めた多数の出席によって、議事がとりおこなわれた。

議題の主な内容として、五つからなる各部会からの報告(総務部会、適正処理推進部会、合理化部会、浄化槽部会、一廃清掃部会)、九月二十九・三十日、新潟市にて開催される環境連全国大会への積極的な参加について、収集運搬車両における貨物自動車運送事業法の適用について等々が審議された。なかでも貨物自動車運送事業法の適用について等々が審議された。なかでも貨物自動車運送事業法の適用について等々が審議された。

- その後、玉川全国環境連会長より、「私どもは、あくまで廃掃法をもとに業務を行っているわけで、貨物を運送する目的ではない。国土交通省は、廃棄物処理に関して何らかの権限があるのか。貨物とは廃棄物を除くものとして、環境省も交えて検討を願いたい。」との見解が説明され、後日、あらためて正式な回答を待つことになった。
- 最後に今回の全国環境整連理事会を九月十八日(木)に新潟にて開催されることとが決定して、今理事会は終了した。

- 部会長 永澤 良次 (総務部会)
大西 明 (適正処理推進部会)
佐藤 博 (合理化部会<下水・農集>)
立野 大輔 (浄化槽部会<し尿>)
肥田野邦雄 (一廃清掃部会)
- 青年部長 岡 光義
相関役 三井 崇裕
- 会長 玉川 福和
副会長 永澤 良次
専務理事 立野 大輔
常任理事 三五村 貞雄
吉村 英夫
佐藤 博
黒瀬 栄治

全国環境整連人事

パソコン版 『し尿収集／浄化槽管理システム』

各種情報の管理の徹底、事務作業の軽減をお約束します。

- 得意先の情報管理
- 作業計画／実績→請求／入金→未回収金といった一連の基幹業務の管理
- 届出資料発行
- 点検／清掃実績管理
- 金融機関との連携

詳細な操作説明書を標準でご用意しておりますし、遠隔地でもリモート接続を用いてシステムの運用を強力にサポートいたします。また、他社システムにはない、定期的なバージョンアップを実施しております。

パソコン1台での運用、複数台でのパソコンLAN構成での運用や、HHT(ハードディスク)・バーコードリーダーを用いた運用など、様々な内容をご用意しております。

株式会社 **ジーテック** 〒730-0051 広島市中区大手町5-17-13 GO&Dビル4F
TEL: 082(504)0555(代) FAX: 082(504)0501
http://www.gtec.co.jp gtecmail@mx.gtec.co.jp

し尿浄化槽、コンプラ放流水の殺菌消毒に



日本曹達株式会社 広島県薬業株式会社
本社 広島市西区商工センター3丁目4-25
TEL 082 (277) 7700(代)
支店 福山市新連町4丁目5-28
TEL 084 (957) 2400(代)

「廃棄物適正処理推進大会」開催概要

開催日時 平成15年10月27日 (月)
 開 場 9:00~
 【午前の部】10:00~12:00 (組合員対象)
 休 憩 12:00~13:00
 【午後の部】13:30~16:00 (行政関係者・組合員対象)

開催場所 アステールプラザ ※駐車場はございません。
 広島市中区加古町4-17 (TEL) 082-244-8000

〈会場〉 【午前の部】中ホール
 【午後の部】大ホール

主 催 広島県環境整備事業協同組合
共 催 全国環境整備事業協同組合連合会
後 援 広島県、広島市、(財)日本環境整備教育センター
対 象 行政関係者、国、県、地域事務所、市町村一部事務組合、全環連関係、関係諸団体
 組合員及び社員

参加者予定数 1000名

実施内容
【午前の部】

- 1) 研修会テーマ「浄化槽って何じゃあ!?!」
- 2) タイムスケジュール
 9:00 開場
 10:00 開会及び主催者挨拶
 10:05 パネリスト紹介
 10:20 パネルディスカッション
 11:50 総括 (コーディネーター)
 12:00 閉会
- 3) ディスカッション骨子
 ①恒久施設としての浄化槽
 ②適正な維持管理システムの構築
- 4) 講師等
 コーディネーター
 (財)日本環境整備教育センター 理事 大森 英昭氏
 パネリスト
 ①広島県環境生活部環境局
 一般廃棄物対策室 室長 田口 哲氏

- ② (社) 浄化槽システム協会
 技術委員長 佐藤 八郎氏
- ③全国環境整備事業協同組合連合会
 副会長 (浄化槽部会長) 立野 大輔氏
- ④広島県環境整備事業協同組合
 副理事長 茂本 敬植

【午後の部】
 13:00 開場
 13:30 開会
 主催者挨拶 広島県環境整備事業協同組合
 理事長 三井 崇裕
 来賓挨拶 広島県知事 藤田 雄山様
 環境省大臣官房
 廃棄物・リサイクル対策部
 部長 南川 秀樹様 (予定)
 広島市長 秋葉 忠利様 (予定)

14:00 第一部 講演
 演題 (案)「廃棄物対策の現状と課題」
 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部
 廃棄物対策課 課長 由田 秀人様

14:30 第二部 講演
 演題 (案)「廃棄物の適正処理における地方自治体の役割」—廃棄物処理計画について—
 広島県環境生活部環境局
 局長 三島 裕三様

15:00 第三部 講演
 演題 (案)「市町村合併と廃棄物処理行政」
 三次市 市長 吉岡 広小路様

15:30 総括講演
 全国環境整備事業協同組合連合会
 会長 玉川 福和様

16:00 閉会

到達したのは、次世代の環境性能。お届けするのは、大きな安心です。

日本を代表する小型トラックとしての誇りと責任。それは最先端クリーンテクノロジーのすべてを結集し、環境にやさしいトラックをいち早くお届けすること。いすゞは、大切な人と大切な環境のために、生活に直結する荷物を運び、物流の根幹を担うトラックの環境負荷を可能な限り少なくしたいと考え、そのために新型ELF「ELF-KR」は、1600気圧もの超高压燃料噴射を実現した新型コモンレールや、PMキャタコンバータ(酸化触媒)を採用し、最適な統合制御によって、平成15年排出ガス規制をいち早くクリアしました。より長く、安心して使えるトラックをお客さまへ。



右記の規制・制度にすべて適合。お客さまの安心を先取りしました。

国内初! 新短期(平成15年)排出ガス規制 適合

- 東京都環境確保条例平成17年規制 適合
- 東京都指定低公害車
- 平成13年騒音規制 適合 (2002年6月現在)
- 七都府県/六府県市指定低公害車
- 自動車NOx・PM法 適合

ISUZU いすゞ自動車中国株式会社
 〒733-0822 広島市西区庚午中3丁目12番2号 電話 082-271-1111 (代表)

環境の声に耳をかたむけて。

環境アセスメント 水質分析 大気測定 作業環境測定
 騒音・振動測定 飲料水検査 潮流調査 生物相調査

平成14・15年度環境省ダイオキシン類受注資格取得
 特定計量証明事業者の認証取得

株式会社 エヌ・イー サポート

本社 〒733-0812 広島市西区己斐本町3丁目13番16号 Tel (082) 272-9000(代)

| | | |
|-------|------------------------------|-----------------------|
| 環境部 | 〒730-0049 広島市中区南竹屋町2番32号 | Tel (082) 246-4380(代) |
| | 〒730-0812 広島市中区加古町2番18号 | Tel (082) 247-1180(代) |
| 東京支社 | 〒134-0084 東京都江戸川区東葛西4丁目19番5号 | Tel (03) 3675-3641(代) |
| 大阪支社 | 〒555-0033 大阪府西淀川区堀島5丁目4番10号 | Tel (06) 6472-9772(代) |
| 岡山支店 | 〒700-0804 岡山市中井町2丁目1番8号 | Tel (086) 221-7205(代) |
| 福岡営業所 | 〒812-0016 福岡市博多区博多駅前5丁目8番17号 | Tel (092) 475-2323(代) |
| 福山営業所 | 〒720-0817 福山市吉野上町1番14号 | Tel (084) 926-4968(代) |
| 周南営業所 | 〒745-0014 周南市飯島町1丁目2番2号 | Tel (0834) 21-4505(代) |
| 高松営業所 | 〒760-0017 高松市番町2丁目10番10号 | Tel (087) 823-5639(代) |

URL: <http://www.nesupport.co.jp> E-mail: n-soumu@nesupport.co.jp

ポエック株式会社 平成15年1月 第13回 全国ニュービジネス大賞 優秀賞受賞

21世紀、私たちはさらなる飛躍を目指します!

| | | |
|--|---|---|
| ポンプ関連事業 各種ポンプ・ブロウ・送風機・水質測定機器・水処理剤 浄化槽関連機器 | サービス&メンテナンス ポンプ・送風機・産業用機械類の修理 | 新商品 電気不要消火装置 脱臭装置 ガス発生装置 水中攪拌機 |
|--|---|---|

■本社 ISO9001 認証
 〒721-0973 広島県福山市南蔵王町2-1-12
 TEL(084)922-8551代 FAX(084)922-8552
 岡山営業所 東京営業所 松山営業所
 大阪事務所 長崎支店
 関係会社: ㈱三和テスコ(研究所・工場)

広島営業所
 〒731-0136 広島市安佐南区長東西2-4-34-1
 TEL(082)238-7105 FAX(082)238-7168

【詳しくはホームページをご覧ください。】
<http://www.puequ.co.jp>

浄化槽維持管理業向け かんすけ 環助21 トータル管理システム

| | |
|-------------|---------------|
| 業態独特の顧客管理項目 | 作業予定作成・管理機能 |
| 作業実績管理機能 | 多彩な売上・未収金管理機能 |
| 契約状態管理機能 | 金融機関自動引落し機能 |

無料デモンストレーション随時受付中

| | |
|---|---|
| 資料請求・デモお申し込み・その他お問い合わせはこちらまで | 開 発 元 |
| 有限会社インティ 〒740-0028 山口県岩国市楠町1丁目9-13 TEL 0827-22-7746 | 東芝システック株式会社 〒812-0013 福岡市博多区博多駅前2-5-19 TEL 092-481-1201 |